

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第 37 号、47 号、48 号、49 号
「三重県が管理する県道の整備に関する条例」の制定並びに
「三重県都市公園条例」、「三重県流域下水道条例」及び「三重
県営住宅条例」の一部を改正する条例案について ······ 1
- (2) 議案第 63 号、64 号、65 号、66 号、67 号
「鈴鹿青少年の森」、「熊野灘臨海公園」、「大仏山公園」、「北勢
中央公園」及び「亀山サンシャインパーク」の指定管理者の
指定について ······ 5

2 所管事項

- (1) 三重県の幹線道路の整備状況と今後について ······ 5 3
- (2) 道路啓開対策の取組について ······ 5 9
- (3) 河川堆積土砂撤去のわかりやすい仕組みづくりについて ······ 6 7
- (4) 審議会等の審議状況について ······ 7 1

平成 24 年 12 月 7 日

県 土 整 備 部

「三重県が管理する県道の整備に関する条例」の制定並びに「三重県都市公園条例」、「三重県流域下水道条例」及び「三重県営住宅条例」の一部を改正する条例案について

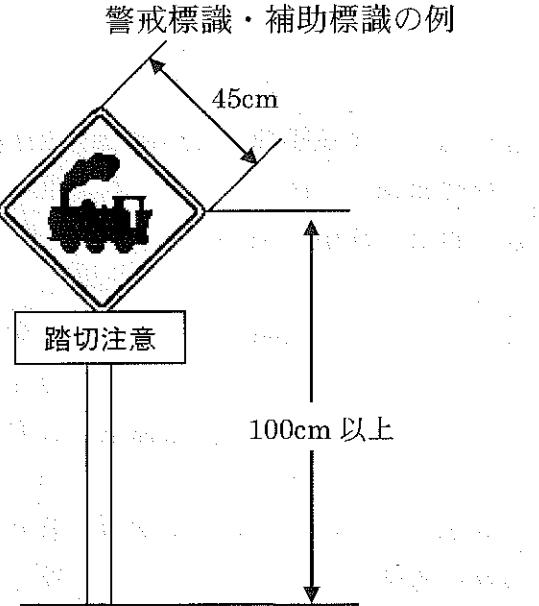
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括法」という。第1次一括法平成23年4月28日成立、5月2日公布、第2次一括法平成23年8月26日成立、8月30日公布）により、次の事項について、国の政令等の基準を参照した上で、地方公共団体で条例を制定することとされた。

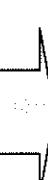
国土整備部関係条例制定事項

| | 関係条例 | 条例制定事項 | 根拠法・条文 |
|------------|-----------------------------------|---|------------------------|
| 第1次 一括法 | 三重県が管理する 県道の整備に関する 条例（新規制定） | 県道に設ける警戒標識、案内標識 及び補助標識の寸法 | 道路法 第45条第3項 |
| | | 県道の構造の技術的基準 | 道路法 第30条第3項 |
| 第2次 一括法 | 三重県営住宅条例 | 県営住宅の入居の資格 | 公営住宅法 第23条 |
| | | 県営住宅及び共同施設の整備基 準 | 公営住宅法 第5条第1項 |
| 第2次 一括法 | 三重県都市公園 条例 | 県が設置する都市公園の配置及 び規模の基準 | 都市公園法 第3条第1項 |
| | | 県が設置する都市公園に公園施 設として設けられる建築物の設 置基準（建ぺい率） | 第4条第1項 |
| 第2次 一括法 | 三重県流域下水道 条例 | 流域下水道の構造の技術的基準 終末処理場の維持管理 | 下水道法 第7条 第21条第2項 |

※ 一括法の施行日は、第1次、第2次ともに平成24年4月1日であるが、平成25年4月1日まで経過措置期間が設けられている。

※ 「参照」とは、法令で定める基準を十分参考した上で判断しなければならないという意味。十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて参照基準と異なる内容を条例で定めることが許容される。

| 議案番号 条例名 | 議案第37号 三重県が管理する県道の整備に関する条例（新規制定） | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|---------|------|--------|------|--|-----------|----------|-----------|--------------------|---|
| 条例制定事項 | 県道に設ける警戒標識、案内標識及び補助標識の寸法 | 県道の構造（幅員、線形、視距、勾配、排水施設等）の技術的基準 | | | | | | | | | | |
| 条例案の特徴 (三重県独自の内容等) | <p>警戒標識、補助標識（文字）について、道路標識設置場所の交通の状況、沿道の土地利用の状況、地形の状況、その他の地域の実情を総合的に勘案し、必要に応じて省令の規定の3分の2まで縮小できるよう（規則で）明記する（45cm⇒30cm）。</p> <p>その他については、参酌基準どおりとする。</p> | <p>道路整備に取り組むにあたり、可能な限り早期に効果を発現するため、「地域の実情に応じて、抜本的な改良に加えて、柔軟な整備手法を織り交ぜて道路整備を推進する」との趣旨を条例に明記する。</p> <p>具体的な技術基準は、参酌基準どおりとする。</p> | | | | | | | | | | |
| 参考（背景等） | <p>警戒標識・補助標識の例</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>標識種類</th> <th>参酌基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制標識</td> <td>条例の対象外</td> </tr> <tr> <td>案内標識</td> <td>高速道路等で地名を表示するものについては、拡大・縮小規定あり。 高速道路等以外では、拡大規定のみあり。</td> </tr> <tr> <td>警戒標識 ※</td> <td>拡大規定のみあり</td> </tr> <tr> <td>補助標識 ※</td> <td>本標識板と同比率で拡大・縮小規定あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※規則に縮小規定を設ける。</p> | 標識種類 | 参酌基準の内容 | 規制標識 | 条例の対象外 | 案内標識 | 高速道路等で地名を表示するものについては、拡大・縮小規定あり。 高速道路等以外では、拡大規定のみあり。 | 警戒標識 ※ | 拡大規定のみあり | 補助標識 ※ | 本標識板と同比率で拡大・縮小規定あり | <p>参酌基準は、地域の実情に応じた柔軟な整備手法に取り組むことを「ただし書」で記述するのみ。</p> <p>道路整備に取り組むにあたり、早期に効果を発現するため、地域の実情に応じて柔軟な整備手法を取り入れることが望ましく、基本的な考え方として表現（平成23年度策定「道路整備方針」）。</p> <p>条文案</p> <p>県道の整備は、県道の通行者及び利用者の安全かつ円滑な交通及び利便の確保に資するため、<u>県道の交通の状況、沿道の土地利用の状況、地形の状況その他の地域の実情を総合的に勘案して行う</u>ものとする。</p> |
| 標識種類 | 参酌基準の内容 | | | | | | | | | | | |
| 規制標識 | 条例の対象外 | | | | | | | | | | | |
| 案内標識 | 高速道路等で地名を表示するものについては、拡大・縮小規定あり。 高速道路等以外では、拡大規定のみあり。 | | | | | | | | | | | |
| 警戒標識 ※ | 拡大規定のみあり | | | | | | | | | | | |
| 補助標識 ※ | 本標識板と同比率で拡大・縮小規定あり | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|---------------------------------|-----|------|------|---------|-----|-------------|-----|----------------------------------|-----|------|------|---------|-----|-------------|--|
| 議案番号 条例名 | 議案第49号 三重県営住宅条例(改正) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例制定事項 | 県営住宅の入居の資格（裁量階層の対象範囲、収入基準） | 県営住宅及び共同施設の整備基準（整備の方針、敷地の基準、住宅の基準、共同施設の基準） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例案の特徴 (三重県独自の内容等) | <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を呼び込むことで、団地、地域コミュニティの活性化を図る、 ・子育て世帯への経済的支援を行う、 <p>これらのため、裁量階層（特に居住の安定を図る必要がある者。）の中の「子育て世帯」の範囲を、従来の「小学校就学前の子のいる世帯」から、「中学校卒業までの子のいる世帯」に拡大する。</p> <p>収入基準は、従来の基準を維持する。</p> | 県営住宅の新規整備は当面行わない方針である（三重県住生活基本計画(H23からH32)に基づく）が、災害公営住宅を整備する場合に備え、全国の標準的な仕様である参酌基準どおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考（背景等） | <p>裁量階層の対象範囲</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>旧政令</td></tr> <tr><td>子育て世帯 <u>(小学校就学前の子のいる世帯)</u></td></tr> <tr><td>高齢者</td></tr> <tr><td>障がい者</td></tr> <tr><td>戦傷病者</td></tr> <tr><td>原子爆弾被爆者</td></tr> <tr><td>引揚者</td></tr> <tr><td>ハンセン病療養所入所者</td></tr> </table>  <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>条例案</td></tr> <tr><td>子育て世帯 <u>(中学校卒業までの子のいる世帯)</u></td></tr> <tr><td>高齢者</td></tr> <tr><td>障がい者</td></tr> <tr><td>戦傷病者</td></tr> <tr><td>原子爆弾被爆者</td></tr> <tr><td>引揚者</td></tr> <tr><td>ハンセン病療養所入所者</td></tr> </table> | 旧政令 | 子育て世帯 <u>(小学校就学前の子のいる世帯)</u> | 高齢者 | 障がい者 | 戦傷病者 | 原子爆弾被爆者 | 引揚者 | ハンセン病療養所入所者 | 条例案 | 子育て世帯 <u>(中学校卒業までの子のいる世帯)</u> | 高齢者 | 障がい者 | 戦傷病者 | 原子爆弾被爆者 | 引揚者 | ハンセン病療養所入所者 | <p>三重県営住宅の新規整備</p> <p>平成8年3月策定の「三重県住宅マスターplan」において、公営住宅の第一義の供給主体を市町と位置付ける方針を示した。</p> <p>災害公営住宅</p> <p>災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために建設等を行う公営住宅。</p> |
| 旧政令 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て世帯 <u>(小学校就学前の子のいる世帯)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戦傷病者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子爆弾被爆者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引揚者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハンセン病療養所入所者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て世帯 <u>(中学校卒業までの子のいる世帯)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戦傷病者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原子爆弾被爆者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引揚者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハンセン病療養所入所者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 議案番号 条例名 | 議案第47号 三重県都市公園条例（改正） | 議案第48号 三重県流域下水道条例（改正） |
|-----------------------|--|--|
| 条例制定事項 | (1) 県が設置する都市公園の配置及び規模の基準 (2) 県が設置する都市公園に公園施設（休養施設、運動施設、文化財等）として設けられる建築物の設置基準（建ぺい率） | 流域下水道の構造の技術的基準、終末処理場の維持管理 |
| 条例案の特徴 (三重県独自の内容等) | 原則として参酌基準どおりの基準を条例で定める。 | 原則として参酌基準どおりの基準を条例で定める。 |
| 参考（背景等） | (1) 配置及び規模の基準 県営都市公園の新たな整備計画はないことから、積極的に独自基準を設ける状況ではなく、総合公園、広域公園について、参酌基準どおりの設置基準を定める。 なお、街区公園、近隣公園、地区公園の整備は本来的に、市町の役割であるため、条例に設置基準を定めない。 (2) 建築物の設置基準（建ぺい率） 今後、備蓄倉庫等の建築を行う可能性を考慮すると設置基準を定める必要があるが、特別な面積割合を適用する事態は想定できないことから、参酌基準どおりの建ぺい率を定める。 | 参酌基準は定性的な、考え方を定めたものであり、参酌基準どおりの基準を定める。 ただし、参酌基準には汚水及び雨水の処理に関する基準が定められているが、本県においては分流式による下水処理を行っていることから、汚水の処理に関する処理基準のみ定める。 |

「鈴鹿青少年の森」、「熊野灘臨海公園」、「大仏山公園」、「北勢中央公園」及び「亀山サンシャインパーク」の指定管理者の指定について

| | | | | | |
|--------------------|---|--|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 1 議案 | 議案第63号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」 | 議案第64号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」 | 議案第65号「大仏山公園の指定管理者の指定について」 | 議案第66号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」 | 議案第67号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」 |
| 2 指定管理者の指定 | 三重県都市公園条例(昭和47年三重県条例第33号)第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。 | | | | |
| 3 対象施設 | | | | | |
| (1)施設名称 | 鈴鹿青少年の森 | 熊野灘臨海公園 | 大仏山公園 | 北勢中央公園 | 亀山サンシャインパーク |
| (2)設置場所 | 鈴鹿市 | 紀北町 | 伊勢市、玉城町、明和町 | 四日市市、いなべ市、菰野町 | 亀山市 |
| 4 指定管理候補者の名称等 | | | | | |
| 所在地 | 津市桜橋一丁目104番地 | 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4 | 伊勢市下野町600-13 | 四日市市野田二丁目5番23号 | 四日市市野田一丁目8-38 |
| 名称 | 三重県森林組合連合会グループ | 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 | 有限会社太陽緑地 | 株式会社名阪造園 | 株式会社東産業 |
| 代表者 | 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫 | 代表取締役社長 吉川 勝也 | 代表取締役 吉川 信吾 | 代表取締役 田中 清平 | 代表取締役社長 木室 浩一 |
| 5 指定の期間 | 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで | | | | |
| 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯 | | | | | |
| (1)指定管理者の応募状況 | 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター 東海美松園グループ 三重県森林組合連合会グループ | 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 | 有限会社太陽緑地 | 株式会社名阪造園 | 株式会社東産業 サンシャインパークGM |
| (2)指定管理候補者の審査選定の経過 | | | | | |
| 選定委員会構成員 | 委員長 板谷 明美 (三重大学生物資源学部准教授) 委 員 青 純 (税理士) 委 員 小野 隆 (一般社団法人日本公園緑地協会調査役) 委 員 片岡 福生 (公募委員) 委 員 高山 功平 (公募委員) 委 員 三谷 孝 (公募委員) | | | | |
| 審査の経過 | H24. 6. 27 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成) H24. 10. 16 第2回選定委員会 (ヒアリング審査) H24. 10. 24 第3回選定委員会 (総合審査) | | | | |
| 提案内容及び審査の概要等 | 申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。 | | | | |
| 審査結果 | 第1順位 三重県森林組合連合会グループ (評価点1, 159点) 第2順位 東海美松園グループ (評価点1, 104点) 第3順位 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター (評価点1, 060点) | 第1順位 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 (評価点1, 186点) | 第1順位 有限会社太陽緑地 (評価点1, 171点) | 第1順位 株式会社名阪造園 (評価点1, 238点) | 第1順位 株式会社東産業 (評価点1, 151点) 第2順位 サンシャインパークGM (評価点1, 086点) |

| | 議案第63号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」 | 議案第64号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」 | 議案第65号「大仏山公園の指定管理者の指定について」 | 議案第66号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」 | 議案第67号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」 |
|---------------|---|--|--|---|---|
| 選定した理由 | <p>選定委員会の意見を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿青少年の森の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。 ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。 ・過去に公園を管理した実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。 <p>などに優位性が認められることから、選定しました。</p> | <p>選定委員会の意見を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊野灘臨海公園の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。 ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。 ・熊野灘臨海公園における指定管理者としての実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。 <p>など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。</p> | <p>選定委員会の意見を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大仏山公園の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。 ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。 ・大仏山公園における指定管理者としての実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。 <p>など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。</p> | <p>選定委員会の意見を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北勢中央公園の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。 ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。 ・過去に公園を管理した実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。 <p>など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。</p> | <p>選定委員会の意見を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀山サンシャインパークの目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。 ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。 ・安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。 <p>などに優位性が認められることから、選定しました。</p> |
| 7 期待される効果 | | | | | |
| (1)県民サービスの向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・林業技士、間伐指導員を活用した枯れ松伐採、枯損木搬出の実施 ・自然観察会など自然とのふれあいプログラムの提供 ・森林、林業情報コーナーの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種団体やグループ企業との連携による利用料の割引による利用促進 ・ネット版意見箱の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園の特色に合った地元の学校、企業、NPO団体等が中心となった各種イベントの誘致 ・地域住民やNPO団体等との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・平日テニススクールの開催 ・案内業務を強化するパークセンターの設置 ・地域住民やNPO団体等との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・東屋(休憩所)の増設 ・サンシャインブリッジや高木へのイルミネーションの設置 ・ミストシャワーの設置 ・キャンドルナイトの実施 |
| (2)経費の縮減 | | | | | |
| 指定管理料上限額① | 211, 440千円 | 295, 225千円 | 233, 700千円 | 292, 361千円 | 107, 860千円 |
| 提案された指定管理料② | 211, 440千円 | 295, 000千円 | 214, 500千円 | 280, 100千円 | 107, 860千円 |
| 差引額(①-②) | 0千円 | 225千円 | 19, 200千円 | 12, 261千円 | 0千円 |
| 8 協定書で定める主な項目 | <p>指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。</p> <p>指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。</p> <p>(1)県施策への配慮 (2)情報公開及び個人情報保護 (3)第三者による実施 (4)利用者の意見等の反映 (5)リスク分担 (6)業務計画書の提出 (7)業務報告書の提出 (8)事業報告書の提出 (9)実施状況の調査、指示等</p> | | | | |
| 9 今後の取組予定 | <p>指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。</p> <p>平成24年12月 指定管理者の指定 平成25年 3月 協定書の締結 平成25年 4月1日 指定管理者による施設管理の開始</p> | | | | |

(議案の補充説明)

1. 鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第63号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「鈴鹿青少年の森」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。

3 対象施設

(1) 施設名称 鈴鹿青少年の森

(2) 設置場所 鈴鹿市住吉町

4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市桜橋一丁目104番地

名 称 三重県森林組合連合会グループ

代表者 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫

5 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日(金)から平成24年8月22日(水)まで行った結果、次の3団体から申請がありました。

- ・特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター (三重郡菰野町宿野20番地)
- ・東海美松園グループ (津市あのつ台四丁目2番5)
- ・三重県森林組合連合会グループ (津市桜橋一丁目104番地)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 (三重大学生物資源学部准教授)

委 員 青 純 (税理士)

委 員 小野 隆 (一般社団法人日本公園緑地協会調査役)

委 員 片岡 福生 (公募委員)

委 員 高山 功平 (公募委員)

委 員 三谷 孝 (公募委員)

イ 審査の経過

平成24年 6月27日(水) 第1回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)

平成24年10月16日(火) 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)

平成24年10月24日(水) 第3回選定委員会(総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果(評価点数・・・・1,800点満点)

第1順位 三重県森林組合連合会グループ(評価点 1,159点)

第2順位 東海美松園グループ(評価点 1,104点)

第3順位 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター(評価点 1,060点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市桜橋1丁目104番地

名称 三重県森林組合連合会グループ

代表者 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ

- ・鈴鹿青少年の森の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること
- ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること
- ・過去に公園を管理した実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。

などに優位性が認められることから、選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、新たに次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・林業技士、間伐技術指導員を活用した枯れ松伐採、枯損木搬出の実施
- ・自然観察会など自然とのふれあいプログラムの提供
- ・森林、林業情報コーナーの設置

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

| 県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ① | 指定管理候補者が提案した指定管理料 ② | 差引額 (①-②) |
|---------------------------|------------------------|--------------|
| 211,440千円 | 211,440千円 | 0千円 |

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開及び個人情報の保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともにその結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項について分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となります。不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、利用者数、利用料金の実績額、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、隨時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成24年12月 指定管理者の指定

平成25年 3月 協定書の締結

平成25年 4月1日 指定管理者による公園管理の開始

提案内容及び審査の概要(鈴鹿青少年の森)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--------|--|-----------|---|---------|--|--|--|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|--|---------|--|--|--|--|--|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---|---|---|---|---|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| | | | 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター | 東海美松園グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 県民の平等な利用を確保する。 | 鈴鹿青少年の森は、青少年が自然の中で屋外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことを目的として設置されている。教育機関の屋外学習の場として、また地域の方々のふれあい及び健康づくりの場として利用されており、その役割や効用の最大化に努める。 | 240点 | <p>【公園管理の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県の自然環境の保全へ向けて活動しているNPO法人であり、公園管理を通して活動の目的達成に近づければと考えている。 ・誰もが、安全・安心・快適で、平等で公平な利用ができる、「人も自然も笑顔になれる公園」をコンセプトとして管理運営に取り組む。 | 152点 | <p>【公園管理の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者にふさわしい資格取得や情報交流を行い、成果目標の達成と公園としてのより高度なサービスの提供を行う。 ・「公の施設」としての機能継承、より安全で公正なサービスの提供を行う。 | 148点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 適切な管理を図る。 | 仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。 | 480点 | <p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に良好な状態を維持できるようPDCAマネジメントサイクルに基づいた運営に取り組んでいく。 ・生物多様性の保全へ向けて、積極的に取り組んでいく。 | 276点 | <p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○維持管理における基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園資産を活かしつつ環境形成を推進する。 ・来園者の利便性や満足度向上を目指した維持管理を実施する。 ・誠実且つ適性に、迅速に対応する。 ○維持管理における重視する点 <ul style="list-style-type: none"> ・高評価施設の継承(芝生広場、炊飯場施設)と実情に即した基準値以上の維持管理を行う。 ・情報提供等の強化策と日常の清掃、巡視、報告等を励行する。 | 288点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 | 公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進するための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 26万人 | 420点 | <p>【利用促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然体験型イベントの開催やホームページなどにより情報発信することで、利用の促進につなげる。また、炊飯場などの施設の稼働率向上に向けて取り組んでいく。 <p>【利用者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「おもてなしの心」を大切にして対応する。さらに、親しみやすさ、わかりやすさも重要な点であると考えている。また、多様な手段により利用者ニーズの把握に努め、迅速に業務に反映させる。 <p>【地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアや地域団体とともに、よりよい公園づくりに取り組んでいく。また、隣接する青少年センターとも密に連絡をとることで、相互に協力し、互いによりよい施設となるよう連携する。この他にも、様々な団体等と連携することで、公園が地域活性化の拠点として利用されるよう努める。 <p>【自主事業の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の新たな魅力の発信、「利便性を向上させる快適な空間整備」、「形ある思い出づくり」の考え方に基づき、利用者ニーズに応じたプログラム等により、満足度を高める自主事業を提案する。 <p>【独自提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> より豊かな自然環境となるよう、ボランティアや市民団体、専門家など多くの人と連携する。 また、保有する幅広いネットワークを活用し、利用者満足度の向上に努める。 | 272点 | <p>【利用促進に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子媒体による情報発信と地元メディアとの連携強化を行う。 ・公園の利用方法等、ソフト面の充足を自主事業で展開する。 ・公園内の駐車場や園路の修繕、環境形成等を行う。 <p>【利用者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の声やニーズの把握 ・管理マニュアルの充足と運用 <p>【地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民・地域住民、「鈴鹿青少年センター」、「鈴鹿サーキット」及び地元の学術団体やNPO等の団体との連携 <p>【自主事業の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設と自然環境を活かす事業 ・多様な利用者に対応し、各々も交流や避難の拠点となりうる事業 ・環境保全・環境形成を実践しつつ、参加機会を広く求める事業 ・自主事業で得られた収益は、利用者サービスに還元する。 <p>【独自提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の環境特性を活かした利用促進、現況特性に即した環境形成と老朽化施設修繕、公園資産の継承保全と活用 | 276点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 管理の効率化を図る。 | 指定管理料の上限 総額 211,440千円 平成25年度 42,288千円 平成26年度 42,288千円 平成27年度 42,288千円 平成28年度 42,288千円 平成29年度 42,288千円 | 240点 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【収支計画書】</th> <th>単位:千円</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>42,588</td> <td>42,688</td> <td>42,788</td> <td>42,888</td> <td>42,988</td> <td>213,940</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>211,440</td> </tr> <tr> <td>訳 利用料収入</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>42,588</td> <td>42,688</td> <td>42,788</td> <td>42,888</td> <td>42,988</td> <td>213,940</td> </tr> </tbody> </table> | 【収支計画書】 | | | | | | 単位:千円 | 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | 収入計 | 42,588 | 42,688 | 42,788 | 42,888 | 42,988 | 213,940 | 内 指定管理料 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 211,440 | 訳 利用料収入 | 300 | 400 | 500 | 600 | 700 | 2,500 | 支出計 | 42,588 | 42,688 | 42,788 | 42,888 | 42,988 | 213,940 | 118点 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【収支計画書】</th> <th>単位:千円</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>40,000</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>訳 利用料収入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>39,492</td> <td>39,492</td> <td>39,492</td> <td>39,492</td> <td>39,492</td> <td>197,460</td> </tr> </tbody> </table> | 【収支計画書】 | | | | | | 単位:千円 | 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | 収入計 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 200,000 | 内 指定管理料 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 200,000 | 訳 利用料収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 支出計 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 197,460 | 150点 |
| 【収支計画書】 | | | | | | 単位:千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入計 | 42,588 | 42,688 | 42,788 | 42,888 | 42,988 | 213,940 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 指定管理料 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 211,440 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訳 利用料収入 | 300 | 400 | 500 | 600 | 700 | 2,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出計 | 42,588 | 42,688 | 42,788 | 42,888 | 42,988 | 213,940 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【収支計画書】 | | | | | | 単位:千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入計 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 200,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 指定管理料 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 200,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訳 利用料収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出計 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 39,492 | 197,460 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

提案内容及び審査の概要(鈴鹿青少年の森)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--------|---|--------|--------|---------|----|----|----|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| | | | 三重県森林組合連合会グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 県民の平等な利用を確保する。 | 鈴鹿青少年の森は、青少年が自然の中で屋外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことを目的として設置されている。教育機関の屋外学習の場として、また地域の方々のふれあい及び健康づくりの場として利用されており、その役割や効用の最大化に努める。 | 240点 | 【公園管理の方針】 ・青少年が自然の中で、屋外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことの目的として整備された公の施設であるということを十分に理解する。 ・森林組合組織という「日頃から、森林林業に携わり、森林組合の持つ社会的責任、公共的使命」を自覚し、地方自治法、都市公園法などの関係法令を遵守し、効果的、効率的な管理により、公平性・中立性・透明性を確保した安全な管理運営を行う。 | 178点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 適切な管理を図る。 | 仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。 | 480点 | 【実施計画】 管理運営する上においては、「安全管理」が何よりも最優先の課題であると認識し、職員の危機管理意識を高め、常に緊張感を持って日常点検・定期点検・園内の巡回を行いながら施設管理を徹底し、快適で安全・安心な公園づくりを行う。 | 316点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 効用を最大限に發揮する。県民サービスの向上を図る。 | 公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。 宣伝広報の他、利用促進するための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 26万人 | 420点 | 【利用促進に向けた取組】 青少年の森は自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことが設置目的となっていること、また、地域の方々のふれあい及び健康づくりの場ということを踏まえ、利用促進を図る。 【利用者への対応】 ホームページ等に寄せられる意見により、公園利用者多様なニーズを把握・記録し、県民等の意見を反映し、質の高いサービスの提供と効果的・効率的な管理運営を行う。 【地域との連携】 ・公園を地域の拠点として位置付け、地域の要望に対する対応はもちろんのこと、常に地域と連携しながら、管理運営を行う。 ・地域や団体・ボランティア組織とのパートナーシップによる住民参画による公園運営を行う。 【自主事業の運営】 都市公園法第5条に基づき公園内施設の簡易運営を行う。 【独自提案】 森林インストラクター・林業技士・間伐技術指導員等の資格を有する職員を活用し、公園内の樹木を適正に管理していくよう努める。 | 286点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 管理の効率化を図る。 | 指定管理料の上限 総額 211,440千円 平成25年度 42,288千円 平成26年度 42,288千円 平成27年度 42,288千円 平成28年度 42,288千円 平成29年度 42,288千円 | 240点 | 【収支計画書】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入計</td> <td>44,318</td> <td>44,418</td> <td>44,518</td> <td>44,518</td> <td>44,518</td> <td>222,290</td> </tr> <tr> <td>内 指定管理料</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>42,288</td> <td>211,440</td> </tr> <tr> <td>訳 利用料収入</td> <td>2,030</td> <td>2,130</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>2,230</td> <td>10,850</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>44,318</td> <td>44,418</td> <td>44,518</td> <td>44,518</td> <td>44,518</td> <td>222,290</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | 収入計 | 44,318 | 44,418 | 44,518 | 44,518 | 44,518 | 222,290 | 内 指定管理料 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 211,440 | 訳 利用料収入 | 2,030 | 2,130 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 10,850 | 支出計 | 44,318 | 44,418 | 44,518 | 44,518 | 44,518 | 222,290 | 118点 |
| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入計 | 44,318 | 44,418 | 44,518 | 44,518 | 44,518 | 222,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 指定管理料 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 42,288 | 211,440 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訳 利用料収入 | 2,030 | 2,130 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 10,850 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出計 | 44,318 | 44,418 | 44,518 | 44,518 | 44,518 | 222,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

提案内容及び審査の概要(鈴鹿青少年の森)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | | |
|---|--|------|---|--|--------|
| | | | 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター | 東海美松園グループ | |
| 5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ③事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑤安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか。 ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。 | 公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。 県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。 | 420点 | <p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長(責任者)を中心に、高いモチベーションを持ち業務に当たれる運営体制を確立し、効率的なシフト体制、最適な人員配置計画を実施する。 ・緊急時対応や安全管理などは、現場と保全センターが一体となり管理運営する。 <p>【県の施策の実現に関する取組】</p> <p>三重県の施策の実現へ向け、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、次世代育成支援の推進、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動それぞれについて、三重県とともに取り組んでいく。</p> | <p>【実施体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理組織体制 ・平日：現地管理者2名以上、土・日・祭日等：現地管理者3名以上 <p>○経験者の登用と教育訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの5年間の実務体験者を基本に、新たな教育訓練も行う。 <p>【県の施策の実現に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重社会の実現 ・年代格差や健常者、身障者の交流機会を増進させる自主事業の実施 ○男女共同参画社会の実現 ・雇用面や自主事業の運営、ボランティア活動時の実現 ○次世代育成支援の増進 ・環境教育の場として公園緑地の効用を学ぶ支援自主事業を実施 ○持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動 ・ゼロエミッション活動、啓蒙 ・園内の主要箇所に「百葉箱」を設け気温等における緑地の効用の検証を計画 ・生物多様性の必要性等を展開 | 242点 |
| 総合審査結果 | 1,800点 | | | 1,060点 | 1,104点 |

第1順位となった団体の名称等

| | |
|----------|---|
| 団体の名称等 | 津市桜橋一丁目104番地 三重県森林組合連合会グループ 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫 |
| 選定委員会の講評 | 委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に最も高い評価を得た者が指定管理者として最も相応しいと判断する。このことから委員会としては、得点合計第1位の申請団体が指定管理者として適当であると認めるものである。知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。 |

提案内容及び審査の概要(鈴鹿青少年の森)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | |
|--|--|------|--|------|
| | | | 三重県森林組合連合会グループ | |
| 5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ③事故発生時等、危機管理において速やかに適切に対応できるか。 ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑤安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか。 ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。 | 公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園理事事務所に常駐させる。 県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。 | 420点 | <p>【実施体制】 責任ある維持管理ができる体制により、常に安全の認識の下、利用者に明るく対応ができる人材を配置する。</p> <p>【県の施策の実現に関する取組】 ・子供、子育て家庭に配慮した安全、快適なよる公園づくりを目指す。 ・自然とふれあうイベント等を開催して森林環境教育を普及する。</p> | 261点 |
| 総合審査結果 | 1,800点 | | 1,159点 | |

第1順位となった団体の名称等

| | |
|----------|---|
| 団体の名称等 | 津市桜橋一丁目104番地 三重県森林組合連合会グループ 三重県森林組合連合会 代表理事長 青木 民夫 |
| 選定委員会の講評 | 委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に最も高い評価を得た者が指定管理者として最も相応しいと判断する。 このことから委員会としては、得点合計第1位の申請団体が指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。 |

(議案の補充説明)

2. 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第64号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「熊野灘臨海公園」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例第14条の6第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を求めるものである。

3 対象施設

- (1) 施設名称 熊野灘臨海公園
(2) 設置場所 北牟婁郡紀北町

4 指定管理候補者の名称等

所在地 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4
名 称 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
代表者 代表取締役社長 吉川 勝也

5 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成24年7月13日(金)から平成24年8月22日(水)まで行った結果、次の1団体から応募申請がありました。

・紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
(北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査及び評価を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美(三重大学生物資源学部准教授)

委 員 青 純(税理士)

委 員 小野 隆(一般社団法人日本公園緑地協会調査役)

委 員 片岡 福生(公募委員)

委 員 高山 功平(公募委員)

委 員 三谷 孝(公募委員)

イ 審査の経過

平成24年 6月27日(水) 第1回選定委員会(審査基準及び配点表の作成)

平成24年10月16日(火) 第2回選定委員会(ヒアリング審査)

平成24年10月24日(水) 第3回選定委員会(総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請者が提案した主な内容、審査基準及び配点、県が求めた水準等については、別紙のとおりです。

※ 別紙 「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果（評価点数・・・・・1, 800点満点）

第1順位 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（評価点 1, 186点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4

名称 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

代表者 代表取締役社長 吉川 勝也

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- ・熊野灘臨海公園の目的や役割を十分に理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
 - ・専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足するに足る適切な管理運営が十分に期待できること。
 - ・熊野灘臨海公園における指定管理者としての実績があり、安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。
- など指定管理者として適格性が認められることから、選定しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、新たに次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・地域の各種団体やグループ企業との連携による利用料割引による利用促進
- ・ネット版意見箱の設置

(2) 経費の縮減

指定管理者制度導入による指定期間における経費の状況は、以下のとおりです。

| 県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ① | 指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ② | 差引額 (①-②) |
|---------------------------|------------------------------|--------------|
| 295, 225千円 | 295, 000千円 | 225千円 |

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報の公開及び個人情報の保護

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともにその結果をその後の業務運営に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。管理施設の設置者として施設自体の基準が変更になった場合等は県のリスク分担となります。不適切な管理運営等により利用者に損害を与えた場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、事業計画の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、利用者数、利用料金の実績額、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、隨時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次の具体的な手続きを進めます。

平成24年12月 指定管理者の指定

平成25年 3月 協定書の締結

平成25年 4月 1日 指定管理者による公園管理の開始

and the first stage of the process. This is a very important stage because it is here that the first decision is made about the quality of the product. The first stage of the process involves the selection of the raw materials. The raw materials used in the production of the product are selected based on their quality, availability, and cost. The selection of the raw materials is a critical step in the process because it determines the quality of the final product. The second stage of the process involves the mixing of the raw materials. The raw materials are mixed together to form a homogeneous mixture. This mixture is then processed to remove any impurities. The third stage of the process involves the addition of the active ingredients. The active ingredients are added to the mixture to give the product its desired properties. The fourth stage of the process involves the packaging of the product. The product is packaged in a suitable container to protect it from damage and to make it easy to store and transport. The fifth stage of the process involves the labeling of the product. The product is labeled with the name of the manufacturer, the ingredients, and the instructions for use. The sixth stage of the process involves the distribution of the product. The product is distributed to the market through various channels such as retail stores, online platforms, and direct sales. The seventh stage of the process involves the monitoring and evaluation of the product. The product is monitored and evaluated to ensure that it meets the required standards and to identify any potential issues or problems. The eighth stage of the process involves the improvement of the product. The product is improved based on the feedback received from the users and the market. The ninth stage of the process involves the discontinuation of the product. The product is discontinued if it no longer meets the requirements or if it is no longer profitable.

提案内容及び審査の概要(熊野灘臨海公園)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|---|--------|--------|---------|----|----|----|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|--|
| | | | 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 県民の平等な利用を確保する。 | 熊野灘臨海公園の持つ良好な緑とオープンスペースは、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の方に自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康づくりまた、地域コミュニティなど、多様な活動の拠点として利用されており、その役割や効用の最大化に努める。 | 240点 | 【公園管理の方針】 ・利用者目線の管理を心がけ、利用者要望による運営改善にできる限り努力する。 ・集客戦略を多様に展開し、地域振興への寄与に繋げる。 ・大地震と津波に対する危機管理は重要な課題である。 | 172点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①公平平等な利用が確保されているか。 ②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 適切な管理を図る。 | 仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。 | 480点 | 【実施計画】 一定水準以上のサービスが提供出来るよう、主要な業務についてマニュアル化を行い、限られた人員で多様な業務遂行可能体制を確立する。 | 316点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ②管理運営業務の内容は、業務仕様書などで定める業務水準を満足しているか。 ③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 効用を最大限に發揮する。県民サービスの向上を図る。 | 公園利用者の問い合わせに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。 宣伝広報の他、利用促進するための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。 成果目標 年間利用者数 70万人 | 420点 | 【利用促進に向けた取組】 ホームページを重点に広報活動を行うとともに、利用しやすい予約システム等を提供する。 また、苦情、要望に対応しやすいマニュアル化を図る。 【利用者への対応】 ・利用者満足度を高めるため、各種情報の提供を行い、また、各種マニュアルの整備により一定水準以上のサービスを提供する。 ・スタッフ全員が、常にお客様の顧客満足度を高め、リピーターの増加を心掛ける意識を共有する。 【地域との連携】 働く場の提供あるいは地産地消、【熊野古道】関連行事また、各種団体の行事と連携し相乗効果を高める。 【自主事業の運営】 利用の促進に加え、地域の交流や活性化、多様な人々の利用と交流の機会を提供することを目的に自主事業を行う。 【独自提案】 紀北町の施策であるスポーツ振興と連携し、スポーツ合宿等の誘致に努める。 また、「シーカヤック海面清掃ボランティア」の実施、植樹基金活動を展開し、本公園の景観や美観の保全を図る。 | 306点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①利用促進方策の効果は見込めるか。 ②利用者への対応内容は適切であるか。 ③地域との連携が図られるか。 ④自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤独自提案の内容が有効に働くか。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 管理の効率化を図る。 | 指定管理料の上限 総額 295,225千円 平成25年度 59,045千円 平成26年度 59,045千円 平成27年度 59,045千円 平成28年度 59,045千円 平成29年度 59,045千円 | 240点 | 【収支計画書】 単位:千円 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入計</td><td>59,200</td><td>59,200</td><td>59,200</td><td>59,200</td><td>59,200</td><td>296,000</td></tr><tr><td>内 指定管理料</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>295,000</td></tr><tr><td>訛 利用料収入</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td>1,000</td></tr><tr><td>支出計</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>59,000</td><td>295,000</td></tr></tbody></table> | 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | 収入計 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 296,000 | 内 指定管理料 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 295,000 | 訛 利用料収入 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 1,000 | 支出計 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 295,000 | 132点 | |
| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入計 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 59,200 | 296,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内 指定管理料 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 295,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訛 利用料収入 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 1,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出計 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 59,000 | 295,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ②事業計画の通り実施できる収支計画であるか。 ③経費の縮減が図られているか。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

提案内容及び審査の概要(熊野灘臨海公園)

| 審査基準 | 県が求めた水準 | 配点 | 主な提案内容 | |
|------------------------------------|---|--------|---|--------|
| | | | 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 | |
| 5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 | | | | |
| ①責任体制及び職員体制は適切であるか。 | 公園の管理運営における総合調整及び県との連携連絡を適切に行うために、1名の責任者さらに1名以上の副責任者を選任する。 | 420点 | 【実施体制】 最低限の常勤スタッフとし、繁忙期は地元臨時スタッフの採用、専門業務は、地元専門業者を活用し、地域活性化に寄与する。 | 260点 |
| ②人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 | 開所時間内は、公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。 | | | |
| ③事故発生時等、危機管理において速やかに対応できるか。 | 県が進める「人権尊重社会の実現」「男女共同参画社会の実現」「次世代育成支援」「持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動」等の施策を十分理解し、県に協力し寄与する。 | | 【県の施策の実現に関する取組】 人権、男女共同参画、次世代育成、循環型社会等会社の経営、本公園の管理を通じ意識の共有、啓蒙啓発に努める。 | |
| ④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 | | | | |
| ⑤安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか。 | | | | |
| ⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 | | | | |
| ⑦男女共同参画に配慮した提案であるか。 | | | | |
| ⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 | | | | |
| ⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか。 | | | | |
| 総合審査結果 | | 1,800点 | | 1,186点 |

第1順位となった団体の名称等

| | |
|----------|--|
| 団体の名称等 | 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島3043-4 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表取締役社長 吉川 勝也 |
| 選定委員会の講評 | 委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていると判断でき、得点を見ても、複数の申請があった他の公園における得点合計1位の団体の得点を上回っている。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示するなど、指定管理者の指導監督に努められたい。 |